

念書

日本ユニシス健康保険組合理事長殿

この度の被扶養者異動申請手続きにおいて、私は毎月、認定対象者の生計費の半分以上を送金により負担しているため、被扶養者として申請いたします。

申請にあたり、3ヶ月間分の送金の事実を証明する書類（第三者が見て送金元、送金額がわかる金融機関等の振込みの控、通帳のコピー等。以下、「送金証明」）の提出が必要ですが、現時点で提出が出来ない期間の送金証明は、用意出来次第後日提出いたします。

なお、当該期間の送金証明の提出が出来ない場合、資格取得日に遡って扶養から外し、その期間にかかった費用（医療費、各種給付金等）を被保険者より日本ユニシス健康保険組合へ返還いたします。

また、今後、日本ユニシス健康保険組合より送金証明の提出を求められた際には、過去1年分を提出いたします。送金証明の提出ができない場合には、送金証明の提出ができなかった月の1日に遡って速やかに被扶養者から減員する手続きを致します。

認定対象者

令和 年 月 日

記号・番号 —

被保険者氏名 印

(署名捺印)